

# 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

## 【第2節 廃棄物の適正な管理】

### 第2節 廃棄物の適正な管理

#### 第1 廃棄物の発生と処理の状況

##### 1 一般廃棄物（ごみ）の状況

平成10年度におけるごみの総排出量は835,851tで、1人当たりに換算すると1,230g／人・日となっています。処理の内訳は図1-2-1のとおりであり、焼却処理が全体の6割以上を占め、埋立処理が全体の約2割を占めています。なお、ごみのリサイクル率は12.5%となっています。

ごみの総排出量及び1人1日当たりの排出量の推移は図1-2-2のとおりであり、ほぼ横ばいに推移しています。

(資料10-1参照)

図1-2-1 ごみ処理内訳

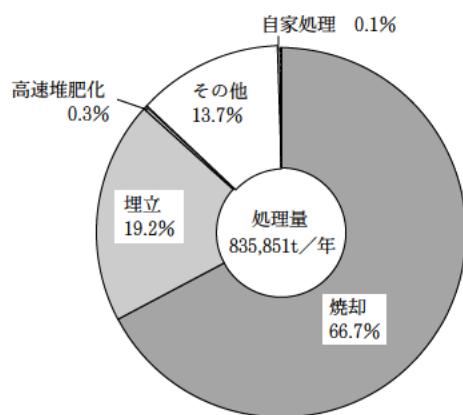
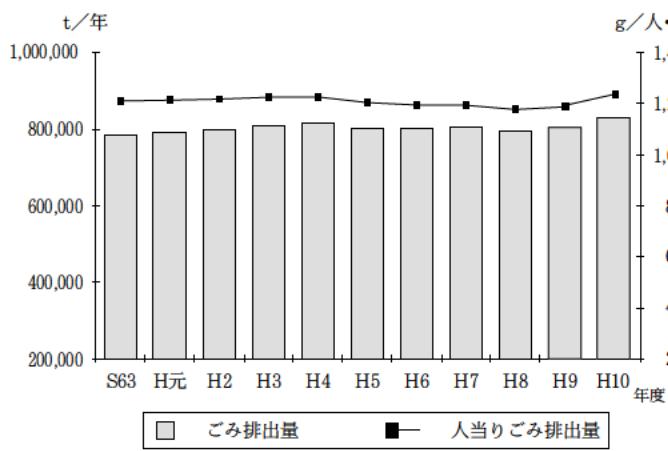


図1-2-2 ごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出総量の推移



##### 2 一般廃棄物（し尿）の状況

平成10年度におけるくみ取りし尿（浄化槽汚泥を含む：以下同じ）の総量は789,581kℓです。また処理の内訳は図1-2-3のとおりであり、し尿処理施設における処理が全体の7割近くを占め、次いで海洋投入が全体の3割近くを占めています。くみ取りし尿の総量及び水洗化・非水洗化人口の推移は図1-2-4のとおりであり、くみ取りし尿の総量は近年ほぼ横ばいで推移しています。その一方で水洗化人口は増加しており、平成3年度以降は水洗化人口が非水洗化人口を上回っています。しかし、水洗化人口割合69.7%は、全国水準（平成8年度全国平均：77.2%）に比べると低くなっています。

(資料10-6参照)

図1-2-3 くみ取りし尿処理内訳

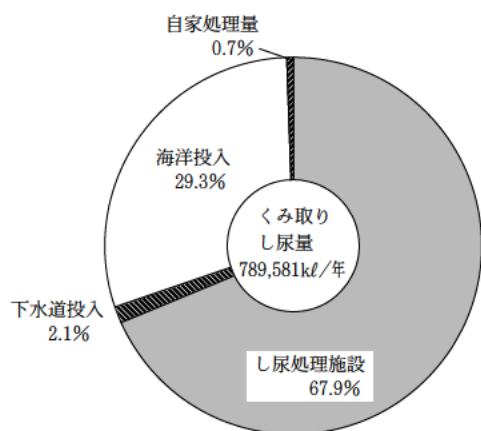
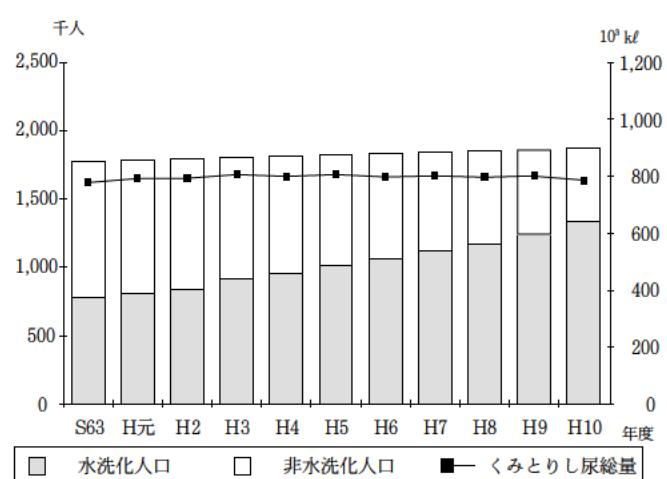


図1-2-4 くみ取りし尿総量及び水洗化・非水洗化人口の推移

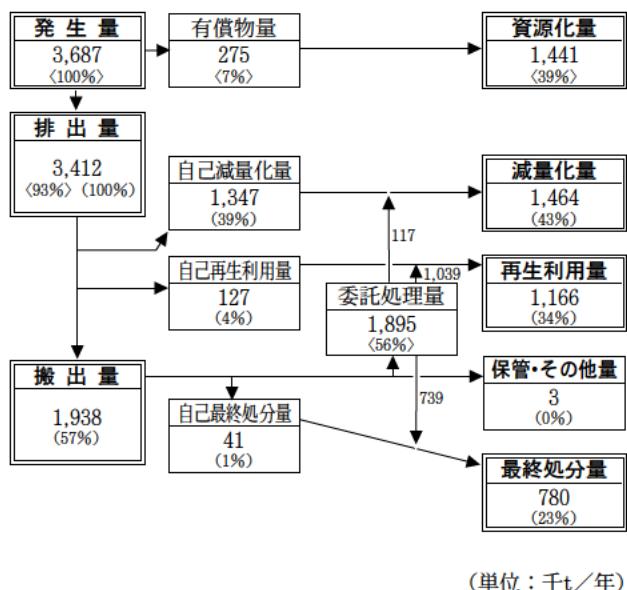


## 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築 【第2節 廃棄物の適正な管理】

### 3 産業廃棄物の状況

平成8年度の1年間に三重県内で発生した産業廃棄物の発生量は3,687千トンで、その処理状況の概要は図1-2-5のとおりとなっています。

図1-2-5 発生及び処理状況の概要



(註) 千トン未満を四捨五入しているため、総数と個々の合計とは一致しないものがあります。

また、産業廃棄物最終処分場残余容量の推移は図1-2-6のとおりです。

平成11年度の産業廃棄物の不法投棄に関する苦情件数は48件でした。

また、不法投棄・不適正処理の状況を公害事犯に関する検挙件数でみると、その推移は図1-2-7のとおりであり、近年の産業廃棄物に係る検挙件数は10~30件の間で推移しています。

図1-2-6 最終処分量場残余容量の推移

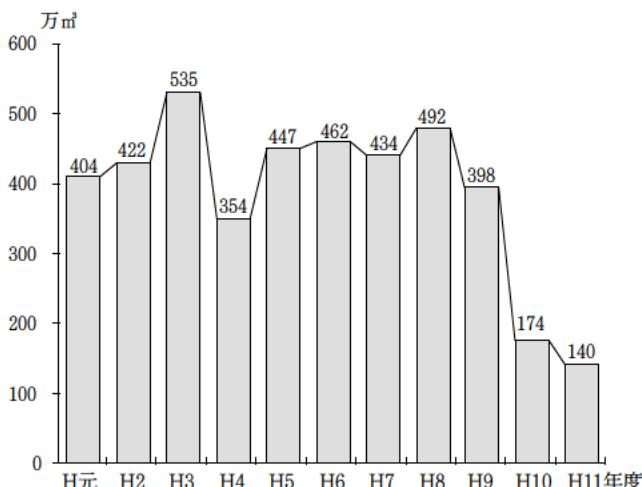
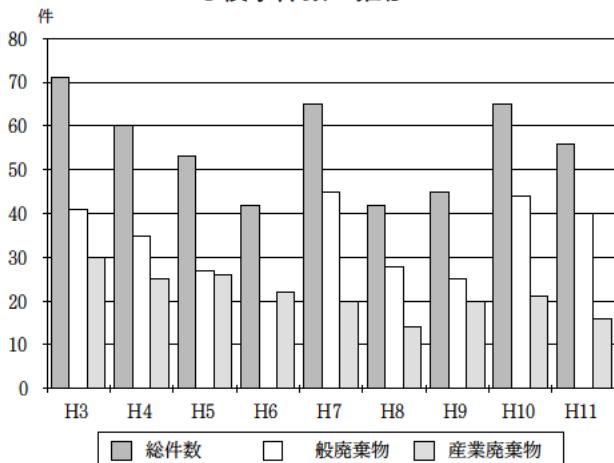


図1-2-7 廃棄物の不法投棄・不適正処理に係る検挙件数の推移

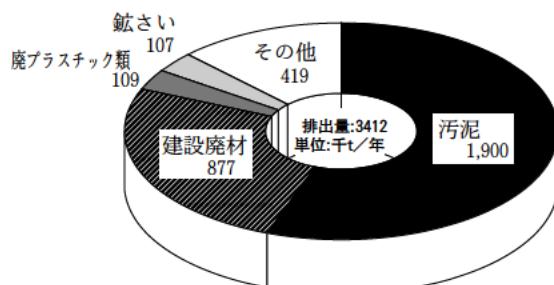


#### (1) 種類別の排出状況

排出量を種類別にみると、汚泥(56%)が最も多く、次いで、建設廃材(26%)となっており、この2種類で全体の82%を占めています。

なお、汚泥は、排出される時点においては多量ですが、脱水、乾燥、焼却等の処理により大幅に減量されます。このため、搬出量でみると建設廃材が最も多くなります。

図1-2-8 種類別の排出量



#### (2) 業種別の排出状況

排出量を業種別にみると、製造業(53%)が最も多く、次いで、建設業(36%)、電気・水道業(10%)となっており、この3業種で全体の99%を占めています。

なお、製造業からの汚泥は、自己中間処理により大幅に減量するため、搬出量でみると建設業が最も多い業種となります。

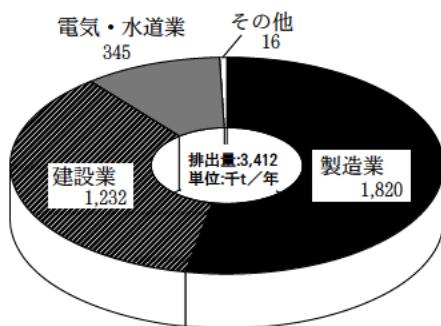
また、同様に電気・水道業(特に下水道業)は、排出される汚泥の殆どが、脱水等により減量されるため、排出量では全体の10%を占めますが、搬

# 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

## 【第2節 廃棄物の適正な管理】

出量でみると全体の1%となります。

図1-2-9 業種別の排出量



### 第2 三重県廃棄物総合対策の推進

#### 1 廃棄物総合対策の基本的考え方

近年、経済成長や国民生活の向上に伴い、廃棄物が大量に排出されるとともに、その種類や質が多様化し、適正に処理するための体制の整備が重要な課題となっています。また、不法投棄等不適正処理による環境悪化が問題となっています。

平成11年度には、廃棄物総合対策の推進計画に基づき、次の事業を実施しました。

- ア 廃棄物総合対策推進実験事業
- イ 資源ごみ分別収集促進事業
- ウ ごみ減量化広域促進対策事業
- エ R D F 化構想推進事業
- オ ダイオキシン類削減緊急対策事業
- カ 産業廃棄物適正処理推進事業
- キ 廃棄物処理センターの推進
- ク 環境美化推進事業

図1-2-10 廃棄物総合対策の基本的考え方

1 廃棄物の発生抑制	産業廃棄物については現在の社会経済活動のあり方を、一般廃棄物についてはライフスタイルのあり方を見直すことによって、廃棄物の発生を抑制する。
2 リサイクルの推進	やむを得ず発生した廃棄物は、リサイクルにより有効利用を図る。産業活動としてのリサイクルや生活に根ざしたリサイクルを推進する。
3 廃棄物の適正処理	発生抑制、リサイクルができずやむを得ず排出された廃棄物の処理については、環境に負荷を与えない適正な処理を実現するための対策を講じる。
プラス1 情報公開と住民参加	廃棄物に関する全ての施策を廃棄物排出事業者、処理業者、県民そして行政の適切な役割分担とパートナーシップのもとに進めていくため、情報公開と住民参加の実現を図る。

### 第3 発生抑制とリサイクルの推進

#### 1 リサイクルの状況

##### (1) 一般廃棄物の状況

一般廃棄物のリサイクルは、全国的に産業廃棄物と比較して大幅に遅れています。本県においても、資源化率は近年、徐々に伸びてはいるものの、平成10年度で9.5%（県内全市町村のごみ資源化量79,399t／処理施設で処理を行うごみ総排出量835,070t）に過ぎず、集団回収による資源化量（28,887t）を加えたりサイクル率でみても12.5%にとどまっています。

また、平成9年4月から缶類、びん類、ペットボトル等7品目を対象に施行され、平成12年4月から本格施行される。「容器包装リサイクル法」に対する県内市町村の分別収集促進計画の策定状況は表1-2-1のとおりです。

表1-2-1 分別収集促進計画による年度別取組  
予定市町村数

項目	第1期		第2期			
	H11	H12	H13	H14	H15	H16
無色ガラス	49	56	64	65	69	69
茶色ガラス	54	58	64	65	69	69
その他ガラス	49	56	64	65	69	69
ペットボトル	33	57	65	67	69	69
その他の紙製容器包装		34	39	44	69	69
その他プラスチック製容器包装類		41	46	57	69	69
うち白色トレイ		32	36	47	52	52
鋼製の容器包装	57	67	68	68	69	69
アルミニウム製の容器包装	57	68	69	69	69	69
紙パック	32	57	58	64	69	69
段ボール類		57	58	63	69	69

表1-2-2 容器包装分別収集実施市町村数及び  
収集量

品目	平成10年度		平成11年度	
	市町村数	収集量 (t)	市町村数	収集量 (t)
無色ガラスびん	41	3,887	41	4,783
茶色ガラスびん	41	3,841	42	4,748
その他ガラスびん	40	3,252	41	3,247
ペットボトル	25	589	32	958
スチール缶	52	7,076	50	10,421
アルミ缶	48	1,580	51	2,118
飲料用紙パック	9	138	13	181

##### (2) 産業廃棄物の状況

再生利用量は1,166千トンとなっており、排出量の34%を占めています。

種類別にみると、建設廃材（60%）が最も多く、

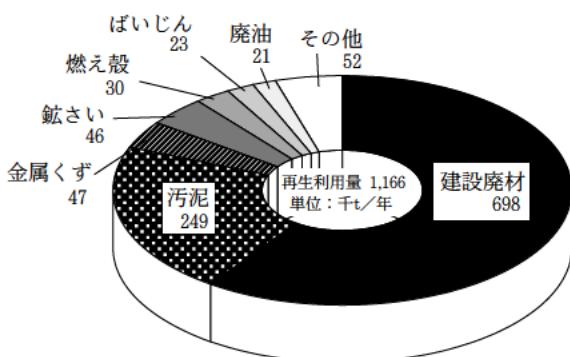
# 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

## 【第2節 廃棄物の適正な管理】

以下、汚泥（21%）、金属くず（4%）等となっています。

再生利用量は、自己中間処理後自己再生利用量127千トン、委託中間処理後再生利用量1,039千トンに区分されます。

図1-2-11 種類別の再生利用量



### 2 ごみの減量化とリサイクルの推進

#### (1) ごみの減量化・リサイクルの推進

ア ごみ減量化・リサイクルに関する提言を受けました。

イ 事業系一般廃棄物の減量化を図るため、県内11事業所をモデル的に選定し、減量化計画の策定や減量化方法の実施を行いました。

ウ 廃棄物総合対策推進実験事業として、伊勢市及び桑名地域1市8町において、ごみの排出量、資源化率の目標を設定し、ごみの減量化・リサイクル事業を実施して、廃棄物総合対策の具体的な推進事例として県内市町村への普及を図りました。

エ 産業廃棄物適正管理推進マニュアル・自主情報公開ガイドラインを活用し、産業廃棄物多量排出事業者等に対し、適正管理計画書の策定や自主的情報公開について指導しました。

オ 資源ごみ分別収集促進事業として、目指すべきリサイクルの方向性を示した三重県リサイクル推進指針（三重ルール）に基づき、市町村の第二期分別収集計画の策定指導を行いました。

カ 容器包装リサイクル法に基づく分別収集体制を促進するため、資源ごみリサイクル促進補助金により、資源ごみステーション、ストックヤード、堆肥化施設等の分別収集促進事業を16市・町・一部事務組合に対し補助を行いました。

キ リサイクル推進月間である10月にごみの減量化、リサイクル及び環境美化行動の実践を広く県民に訴えるため、県民・事業者・行政等に呼びかけごみゼロ・リサイクル・環境美化統一行動を実施して啓発に努めました。

#### (2) RDF化の推進

##### ア RDF化構想推進事業

RDF（Refuse Derived Fuel）とは、燃えるごみを固形燃料化したもので、本県では、ごみを単に燃やして埋める処理から循環型の処理システムへと転換し、環境への負荷を減らすとともに、燃えるごみを固形燃料化して有効利用するRDF化構想を推進しました。

表1-2-3 RDF化施設整備及び予定箇所

市町村等	規 模	整備期間	稼働予定
海 山 町	20 t／日	9～10年度	11年度
香肌奥伊勢資源化広域連合	44 t／日	11～12年度	13年度
桑名広域清掃事業組合	230 t／日	11～14年度	14年度
上野市ほか4か町村環境衛生組合	130 t／日	12～14年度	14年度
南牟婁清掃施設組合	23 t／日	12～14年度	14年度

##### イ RDF全国自治体会議

廃棄物のRDF化及びその利用を推進するための課題やその解決の方策、技術開発等の情報交換を行うとともに、国等関係機関への働きかけを行いました。

表1-2-4 RDF全国自治体会議会員状況

区 分	会 員	オブザーバー	計
都道府県	25	13	38
市町村等	61	44	105
計	86	57	143

## 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築 【第2節 廃棄物の適正な管理】

- (3) 産業廃棄物の再資源化に関する調査研究の実施  
(第5章－第3節－第1－1 調査研究等の推進を参考)

(4) 環境保全型畜産の推進

家畜ふんは、堆きゅう肥化により有機質肥料、土壤改良材として有効利用できることから、堆肥の生産、利用を拡大するため、発酵処理施設等家畜ふん尿処理施設の整備を促進しました。

また、県内の堆肥の生産者・流通者・需要者をとりまとめた「みえのコンポストマップ2」を作成し、関係機関等に配布するとともに、堆肥の利用促進にかかる普及啓発を行いました。

表1－2－5 補助事業による家畜ふん尿処理施設整備状況（平成11年度）

（単位：地区数）

事業名	総事業費（千円）	堆肥舎	発酵処理	乾燥処理	浄化処理	畜舎	その他	備考
農芸畜産物環境保全推進事業	12,000			1			1	

表1－2－6 環境保全型畜産確立のための普及啓発活動

事業名	内容	実施年月	概要
環境保全型畜産確立指導事業	環境保全型畜産確立対策資料の配付	平成12年3月	実態調査結果、処理技術等の資料
堆肥流通利用推進対策事業	堆肥生産流通利用促進関係資料の配布	平成12年3月	堆肥の生産者・流通者・需要者の掲載

(5) 公共事業における再生利用の推進

公共工事の実施にあたり、発生量の抑制・適正処理とともに再利用を中心とする適切な循環・処理系を形成することが求められています。

本県でも県単位及び生活創造圏単位に啓発、指導、情報交換のため、建設副産物対策協議会を通じ推進を図っています。

は479t／日です。

ウ 埋立処分地施設

平成10年度末における埋立処分地施設は、10市26町1村5事務組合に45施設（残余容量のない施設を除く）が設置されており、埋立地面積948,730m<sup>2</sup>、全体容量7,931,315m<sup>3</sup>である。残余容量は3,084,199m<sup>3</sup>となっており、その残余年数は、年間埋立量248,905m<sup>3</sup>から推定すると約12年分となっています。

## 第4 適正処理の推進

### 1 一般廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物処理施設の状況

ア ごみ処理施設

平成10年度末におけるごみ処理施設は、8市14町1村11事務組合に43施設（休廃止施設を除く）が設置されており、県全体の処理能力合計は2,528.1t／日です。

イ 粗大ごみ処理施設

平成10年度末における粗大ごみ処理施設は、5市4町5事務組合に14施設（休廃止施設を除く）が設置されており、県全体の処理能力合計

(2) ごみの収集及び処理の状況

ア 収集形態

ごみの収集運搬業務の内訳は、市町村（事務組合を含む）の直営または委託が508,188t／年と収集量全体の75.5%を占め、残りの165,237t／年が許可業者となっています。

イ 処理形態

資料10-1 ごみの発生と処理状況の推移のとおり、平成10年度のごみ処理量は、835,070t／年で、平成9年度に比べて焼却量は16,501t

## 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

### 【第2節 廃棄物の適正な管理】

(3.1%) 増加しており、ごみの焼却処理率が増加するとともに、直接埋立量も5,679t (3.7%) 増加しています。

表1-2-7 ごみ処理施設数等

施設種別	固定バッチ	機械化バッチ	准連続燃焼式	全連続燃焼式	コンボスト	計
施設数	2	30	3	6	2	43
施設能力(t/日)数	5	656	270	1,570	27.1	2,528.1

表1-2-8 粗大ごみ処理施設数等

施設種別	破碎施設	圧縮施設	併用施設	計
施設数	6	2	6	14
施設能力(t/日)数	265	45	169	479

表1-2-9 埋立処分地施設数等

施設種別	山間	平地	計
施設数	31	14	45
埋立地面積(m <sup>2</sup> )	686,776	261,954	948,730
全体容量(m <sup>3</sup> )	6,728,603	1,202,712	7,931,315
残余容量(m <sup>3</sup> )	2,458,847	125,352	3,084,199

表1-2-10 ごみの収集形態

区分	収集量	比率(%)
市町村・組合による収集	直営	350,188t/年
	委託	158,000t/年
	小計	508,188t/年
許可業者による収集	165,237t/年	24.5
合計	673,425t/年	

### (3) 一般廃棄物処理施設の整備促進

県では、市町村や一部事務組合が行う一般廃棄物処理施設のダイオキシン対策等の整備を促進するとともに、一般廃棄物処理計画の策定指導、処理計画に基づく廃棄物処理事業の運営、管理の指導・助言を行い、適正な処理を推進しました。

## 2 産業廃棄物の適正処理の推進

### (1) 産業廃棄物処理施設の状況

本県における産業廃棄物処理施設は461施設あり、北勢地域に多く立地しており、処理種別では、汚泥の脱水施設や廃プラスチック類の焼却施設が多く、最終処分場は安定型、管理型を合わせて27施設となっています。

表1-2-12 産業廃棄物処理施設別設置状況

(平成12年3月31日現在)

種類	設置数
汚泥の脱水施設	249
汚泥の乾燥施設	23
汚泥の焼却施設	6
廃油の油水分離施設	15
廃油の焼却施設	4
廃酸・廃アルカリの中和施設	7
廃プラスチック類の破碎施設	23
廃プラスチック類の焼却施設	40
コンクリート固化化施設	—
水銀を含む汚泥のばい焼施設	—
シアノの分解施設	—
混合焼却施設	25
その他の焼却施設	42
最終処分場	しゃ断型
	安定型
	管理型
計	461

表1-2-11 産業廃棄物処理施設の区分状況

(平成12年3月31日現在)

県民局生活環境部名	設置数	県民局生活環境部名	設置数
北勢(桑名)	72	南勢志摩	43
北勢	134	伊賀	50
北勢(鈴鹿)	56	紀北	12
津	57	紀南	11
松阪	26	計	461

## 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築 【第2節 廃棄物の適正な管理】

### (2) 産業廃棄物処理業者の状況

県内の産業廃棄物処理業者の業務状況は表1-13のとおりとなっています。

表1-2-13

ア 産業廃棄物処理業者の業務状況(平成7~11年度)

業務内容 \ 年度	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11
収集運搬	1,077	1,234	1,404	1,661	1,836
収集運搬・中間処理	75	83	93	94	91
収集運搬・中間処理・最終処分	6	8	8	7	6
収集運搬・最終処分	15	15	14	12	10
中間処理	18	29	26	41	45
中間処理・最終処分	1	1	0	0	0
最終処分	4	2	2	2	1
計	1,196	1,372	1,547	1,817	1,984

イ 特別管理産業廃棄物処理業者の業務状況(平成7~11年度)

業務内容 \ 年度	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11
収集運搬	160	181	211	225	241
収集運搬・中間処理	12	12	11	9	13
収集運搬・中間処理・最終処分	1	2	2	3	2
収集運搬・最終処分	1	1	1	1	1
中間処理	2	2	5	6	3
中間処理・最終処分	0	0	0	0	0
最終処分	0	0	0	0	0
計	176	198	230	244	260

### (3) 下水道汚泥広域的処理システムの整備

平成11年度末に県下で稼働中の下水処理施設は、流域下水道の4処理場を合わせて22処理場があり、その発生汚泥量は、脱水ケーキベースで約50.4千t／年です。ほとんどの汚泥は民間業者に委託して焼却処分しています。

このため、汚泥のコンポスト化や建設資材等への有効利用について検討を進めており、平成9年度、平成10年度の2ヶ年にわたって汚泥の有効利用及び処理コスト等の観点から本県における最適な汚泥処理方式について調査検討を実施しました。

### (4) 浄水場の汚泥の有効利用

平成11年度に、企業庁の10浄水場において、浄水処理に伴い発生した汚泥は約5,460m<sup>3</sup>であり、その内約950m<sup>3</sup>を花き園芸用培土として、1,460m<sup>3</sup>をグランド改良材の原材料として売却し有効利用しました。

### (5) 公共事業に伴い発生する廃棄物の適正処理の推進

建設廃棄物の排出量の増加は著しく、最終処分場の不足とも相まって、その処分が困難になっています。

一方、不法投棄等のおよそ90%は建設廃棄物であるといわれています。

このため、県や市町村等の公共工事発注機関は民間業者に対するモデルになるよう率先して、発生量の抑制・再利用とともに、適正処理の徹底を行うことが必要となっています。

## 3 廃棄物処理センターによる適正処理の推進

### (1) 廃棄物処理センターの整備

ダイオキシン対策をはじめとした廃棄物の適正処理を推進するため、(財)三重県環境保全事業団が、厚生大臣から廃棄物処理センターの指定を受けました。

また、市町村焼却残さの広域的な処理と産業廃棄物の公共関与による処理を行う中間処理施設及び産業廃棄物の最終処分場を整備するため、環境影響評価等を実施しました。

# 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

## 【第2節 廃棄物の適正な管理】

### 第5 不法投棄・不適正処理の防止対策の推進

#### 1 監視・指導の強化

##### (1) 不法投棄の状況

大部分の産業廃棄物は、排出事業者自ら又は許可業者への委託により、適正に処理されているが、一部の排出事業者や、無許可業者による不法投棄があとを絶ちません。なお、本県における平成11年の産業廃棄物の不法投棄等の検挙件数は 16件となっています。

また、一般廃棄物の不法投棄も、産業廃棄物に比べると個々の量は少ないものの、道路、河川、山林等あらゆる場所で発生しています。

##### (2) 廃棄物の苦情等の状況

廃棄物にかかる苦情発生状況は、表1-2-14及び表1-2-15に示すとおりであり、平成11年度は前年度と比較して8.0%減少しています。苦情の内容については大気汚染及び悪臭に係るものが多くなっています。

表1-2-14 廃棄物にかかる苦情発生件数

(平成7~11年度)

発生源 年度	ごみ処理場	し尿処理場	産業廃棄物	計
H 7	1	—	88	89
H 8	—	2	120	122
H 9	—	1	172	173
H10	2	—	324	326
H11	3	—	297	300

表1-2-15 平成11年度における廃棄物にかかる苦情発生内容

(計のカッコ内は平成10年度)

発生源原因	大気汚染	水質汚染	悪臭	ねずみ、昆虫	騒音	その他の	計
ごみ処理場	1	—	—	—	—	2	3 (2)
し尿処理場	—	—	—	—	—	—	— (—)
産業廃棄物	155	7	29	—	1	105	297 (324)
計	156	7	29	—	1	107	300 (326)

##### (3) 廃棄物処理施設の不適正処理の状況

平成11年度の廃棄物処理施設への立ち入り検査の実施状況は表1-2-16に示すとおりであり、違反件数は1,291件で、前年度と比較して約37%増加しました。うち産業廃棄物に関する違反は1,181件あり、その大部分が処分基準違反処理施設の維持管理基準違反及び保管基準違反です。

表1-2-16 平成11年度の立入検査実施状況

(計のカッコ内は平成10年度)

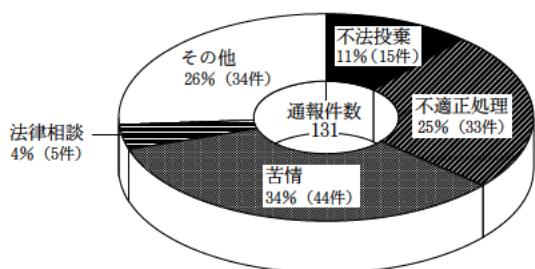
検査対象	立入検査件数	違反発生件数	措置		
			改善、停止命令	始末書	その他
一般廃棄物処理施設	105	21	—	—	21
産業廃棄物処理施設	1,231	298	17	—	281
産業廃棄物処理業	534	154	3	—	151
産業廃棄物排出事業所	1,248	729	10	—	719
淨化槽	401	89	—	0	89
計	3,519 (3,592)	1,291 (945)	30 (74)	— (1)	1,261 (869)

表1-2-17 平成11年度違反内容

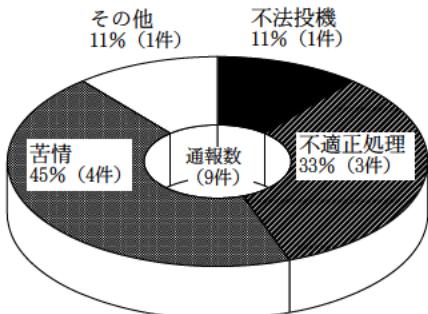
違反項目 検査対象	違反発生件数	違反内容									
		無許可業者委託違反	収集運搬基準違反	処分基準違反	保管基準違反	処理施設無届	技術管理者設置違反	維持管理記録違反	清潔保持違反	帳簿記載違反	その他
一般廃棄物処理施設	21	0	0	3	0	0	16	0	1	0	1
産業廃棄物処理施設	298	0	0	97	36	0	108	0	0	0	57
産業廃棄物処理業	154	0	0	55	58	0	16	0	0	0	25
産業廃棄物排出事業所	729	0	0	459	79	1	56	0	1	0	132
淨化槽	89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89
計	1,291	0	0	614	173	1	196	0	2	0	1,304

## 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築 【第2節 廃棄物の適正な管理】

### 廃棄物ダイヤル110番通報内訳 (平成11年4月～平成12年3月)



### 廃棄物FAX110番通報内訳 (平成11年4月～平成12年3月)



#### (4) 監視・指導の強化

- ア 廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止するため、排出事業者、処理業者への立入検査及び監視、指導を強化しました。
- イ 不適正処理の早期発見、早期解決を図るため、廃棄物ダイヤル110番に加え、廃棄物FAX110番を開設して、不法投棄等の通報体制を強化しました。
- ウ 排出事業者や処理業者に対して、法令の遵守や施設の維持管理の改善の指導を行うとともに、産業廃棄物の発生から処理処分に至るまでの移動管理を行うマニフェストの作成・保管の徹底を指導しました。
- エ 県境付近で岐阜県、滋賀県等との共同による産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施し、廃棄物の積載状況、搬入先等を確認するとともに、廃棄物の適正処理について指導、啓発を行いました。

## 2 清潔で美しい三重づくりの推進

### (1) 「清潔で美しい三重をつくる条例」に基づく各種事業の実施

平成6年5月に施行した『清潔で美しい三重をつくる条例』に基づき、市町村が「美化推進モデル地域」において実施する継続的な美化活動の推進、美化の向上に係る施設の整備、美化意識の高揚に係る啓発等の事業に対し補助を行いました。

### (2) 道路、河川等の清掃

快適で安全な道路環境の確保、及び河川・海岸等の美化を図るために、道路敷の除草、ゴミ、空き缶等の清掃及び河川敷の除草や海岸等の流木処理、清掃を行いました。

また、道路、河川、海岸等の美化活動の推進を図るために、ボランティア団体等に作業用物品の提供等の支援を行っており、平成11年度の実績は、道路関係で88団体、河川関係で105団体、海岸等の関係で38団体となっています。

平成11年度からは、地域住民に道路の一定区間の里親になり、除草、ゴミ拾いなどの世話をお願いする「ふれあいの道里親事業」を実施しており、40団体の里親団体に作業用物品の提供を行いました。

## 第6 し尿処理体制の整備の推進

世界的にも廃棄物の海洋投入は縮小又は禁止に向かっていることを踏まえ、海洋投入量の削減は緊急の課題となっています。

平成11年度は、し尿を海洋投入処分している4市10町5事務組合に対して、し尿の海洋投入の解消に向けた指導を行いました。

また、下水道整備、生活排水処理施設の整備に伴い、一般廃棄物処理業者が受ける影響の緩和と適切な一般廃棄物処理事業の遂行がなされるよう、市町村における合理化事業計画の策定等について市町村に対する指導を行いました。